

第四十回国会 建設委員會議録 第二号

昭和三十七年二月七日(水曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事加藤 高藏君 理事薩摩 雄次君

理事瀬戸山三男君 理事田村 元君

理事石川 次夫君 理事中島 巖君

理事山中日露史君

逢澤 寛君 大倉 三郎君

金丸 信君 徳安 實藏君

丹羽喬四郎君 廣瀬 正雄君

前田 義雄君 松田 鐵藏君

山口 好一君 岡本 隆一君

兒玉 末男君 佐野 憲治君

實川 清之君 日野 吉夫君

三宅 正一君 田中幾三郎君

出席國務大臣

建設 大臣 中村 梅吉君

出席府委員長

建設政務次官 木村 守江君

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長)

建設事務官 三橋 信一君

(大臣官房會計課長)

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

建設事務官 前田 光嘉君

(都市局長)

建設技官 山内 一郎君

(河川局長)

建設技官 河北 正治君

(道路局長)

建設事務官 齋藤 常勝君

(住宅局長)

建設技官 川合 貞夫君

(官廳局長)

委員外の出席者

専門員 山口 乾治君

二月六日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大沢雄一君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として前田義雄君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

一岩手県バス事業協会会長宮沢主計(第二〇〇号)

東北自動車道の早期建設に関する陳情書(盛岡市神明前三十二番地の一岩手県バス事業協会会長宮沢主計)(第二〇二号)

除雪作業費国庫補助に関する陳情書(富山県議会議長中島榮次)(第二〇四号)

河道埋めつくの堀さく事業推進に関する陳情書(東京都議会議長建部順外九名)(第二〇五号)

鶴見川、矢上川及び帷子川の改修促進に関する陳情書(神奈川県知事内山岩太郎外五名)(第二〇六号)

二級国道新潟平線の二級国道昇格に関する陳情書(福島県河沼郡会津坂下町字西南裏甲四千番地河沼地方町村議会議長長須藤喜代志)(第二〇七号)

下水道整備対策確立に関する陳情書(東京都文京区元町二丁目二十三番地全国下水道促進会議会長坪川信三)(第二一一号)

同(下関市長福田泰三外十一名)(第二一二号)

同(愛媛県知事久松定武外三名)(第二一五号)

本土、淡路及び四国間に連絡橋架設促進に関する陳情書(兵庫県知事阪本勝外十一名)(第二一五号)

中国縦貫自動車道の建設促進に関する陳情書(広島県議会議長中津井真外十三名)(第二一七号)

同(広島県知事大原博夫外十七名)

(第二一八号)

同(山口県議会議長田熊文助)(第四一二号)

同(鳥取県議会議長藤井政雄)(第四一三三号)

宅地造成事業促進に関する陳情書(姫路市本町六十八番地全国都市整備促進連盟会長石見元秀外五十名)(第二一七号)

市街地改造事業促進に関する陳情書(姫路市本町六十八番地全国都市整備促進連盟会長石見元秀外五十名)(第二一七号)

都市改造事業促進に関する陳情書(姫路市本町六十八番地全国都市整備促進連盟会長石見元秀外五十名)(第二一七号)

都市計画推進に関する陳情書(東京都千代田区平河町二丁目九番地都市計画協会会長飯沼一省外二名)(第二七四号)

公共事業等の補助単価引上げに関する陳情書(大阪市東区大手前二丁目大阪府市議會議長会長白野吉三郎)(第二七七号)

公共用地の取得円滑化に関する陳情書(大阪市東区大手前二丁目大阪府市議會議長会長白野吉三郎)(第二七八号)

公共用地の取得円滑化等に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地全国市議會議長会長津村峯男)(第二七九号)

公営住宅の標準建築費引上げ等に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目十四番地)

〇二階堂委員長 これより会議を開きます。

本日の會議に付した案件

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

阪神高速道路公団法案(内閣提出第五四号)

建設行政の基本施策に関する件

建設事務官 齋藤 常勝君

(住宅局長)

建設技官 川合 貞夫君

(官廳局長)

委員外の出席者

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案及び阪神高速道路公団法案の両案を一括して議題とし審査に入ります。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第九項第一号中「及び災害復興住宅」を、「災害復興住宅」に改め、「整地」の下に「及び宅地防災工事」を加え、同項第四号中「造成中」の下に「若しくは宅地防災工事中」を、「造成工事」の下に「若しくは宅地防災工事」を加え、同条中同項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、住宅部分を有する家屋の用に供する土地について、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十五条第二項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告を受けた日から二年以内又は当該命令を受けた日から一年以内に、当該勧告又は命令に係る擁壁又は排水施設の設置又は改造その他の工事(以下「宅地防災工事」という。)を行なおうとするときは、これらの者に對し、当該宅地防災工事に必要な資金

を貸し付けることができる。
第十八条中「第六項」を「第七項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第二十條第四項中「限度」の下に「並びに同条第七項の規定による貸付金の金額の限度」を加え、同条第五項中「第八項」を「第九項」に、「住宅部分の床面積」とを「住宅部分の床面

積(第十七条第九項に規定する防災建築物にあつては、住宅部分の床面積に政令で定める率を乗じて得た面積。以下この項において同じ。)と」に改める。
第二十一條第三項及び第四項を次のように改める。
3 第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、次のとおり

区

分

主要構造部を耐火構造とした災害復興住宅(以下この表において「耐火構造の災害復興住宅」という。)の建設及びこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金

貸付金の償還期間
三十五年以内

耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅で建築基準法第二十九号の三イ又はロの建設及びこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金
耐火構造の災害復興住宅及び簡易耐火構造の災害復興住宅以外の災害復興住宅の建設並びにこれに附随する整地又は土地若しくは借地権の取得を目的とする貸付金

貸付金の償還期間
二十五年以内
十八年以内
十年以内

4 第十七条第六項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、次のとおり

りとする。この場合において、償還期間にはすえおき期間を含むものとし、すえおき期間は、

りとする。この場合において、償還期間にはすえおき期間を含むものとし、すえおき期間は、

貸付けの日から起算して三年以内とする。

区

分

主要構造部を耐火構造とした地すべり関連住宅(以下この表において「耐火構造の地すべり関連住宅」という。)の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

貸付金の償還期間
三十五年以内

耐火構造の地すべり関連住宅以外の地すべり関連住宅で建築基準法第二十九号の三イ又はロのいづれかに該当するもの(以下この表において「簡易耐火構造の地すべり関連住宅」という。)の移転又は建設及びこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

貸付金の償還期間
二十五年以内

耐火構造の地すべり関連住宅及び簡易耐火構造の地すべり関連住宅以外の地すべり関連住宅の移転又は建設並びにこれに附随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金

貸付金の償還期間
十八年以内

第二十一條第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次

に次の一項を加える。
5 第十七条第七項の規定による貸付金の利率は、年六分五厘と

し、その償還期間は、十五年以内とする。
第二十一條の二中「第八項」

を「第九項」に改める。
第二十一條の三第三項第四号中「第六項若しくは第八項」を「から第七項まで若しくは第九項」に、「又は借地権」を「借地権又は宅地防災工事に係る土地若しくは借地権」に改め、同項第八号から第十号まで中「第八項」を「第九項」に改める。

第二十三條第一項中「整地工事の審査」の下に「宅地防災工事の審査」を、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「若しくは宅地防災工事中の土地に係る宅地防災工事」を加え、「第六項及び第八項」を「から第七項まで及び第九項」に、「第五項及び第六項」を「第五項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

7 公庫は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条の二の規定により雇用促進事業団の業務の委託を受けたときは、金融機関又は地方公共団体に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができ、第二項から前項までの規定は、この場合について準用する。

第二十四條第二項中「委託業務」の下に「又は受託業務」を加え、「又は中高層耐火建築物等の維持補修」を、「中高層耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の維持補修」に、「又は中高層耐火建築物等の大修繕」を「中高層耐火建築物等又は宅地防災工事に係る工作物の大修

「第九項」を「第十項」に改める。

第三十三条第一項中「地方公共団体」を「地方公共団体（第二十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関又は地方公共団体を含む）」に改める。

第三十四条第二項中「造成する土地」の下に「若しくは貸付金をもつて行なう宅地防災工事」を加える。

第三十五条第三項及び第三十五条の二第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三十六條中「第九項」を「第十項」に改める。

第四十七條中「受託者たる金融機関」の下に「（第二十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関を含む）」を、「第二十三条第五項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む）」を加える。

第四十八條中「受託者たる金融機関」の下に「（第二十三条第七項の規定により委託を受けた金融機関を含む）」を加える。

（北海道防犯住宅建設等促進法の一部改正）

第二条 北海道防犯住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「三十年（すえおき期間を含む）」を「簡易耐火構造の家屋については三十年（すえおき期間を含む。）以内、耐火構造の家屋については三十五年（すえおき期間を含む。）に改め、同条第三項中「第八項」を「第九項」に改める。

項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第三項及び第四項並びに北海道防犯住宅建設等促進法第八条の二第二項の規定は、住宅金融公庫が昭和三十六年六月一日以後に資金の貸付けの申込を受理したものから適用し、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込を受理したものについては、なお、従前の例による。

（産業労働者住宅資金金融通法の一部改正）

3 産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第六項若しくは第八項」を「から第七項まで若しくは第九項」に改める。

（地方税法の一部改正）

4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第九項」を「第十項」に改める。

理由

宅地造成等規制法による勧告又は命令を受けて宅地の防災のための工事を行なう者に対して、住宅金融公庫が必要な資金を貸し付けることができることとし、防災建築物に係る貸付金の金額の限度並びに災害復興住宅及び地すべり関連住宅に係る貸

付金の償還期間を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

阪神高速道路公団法案

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 管理委員会（第八条―第十七条）

第三章 役員及び職員（第十八条―第二十八条）

第四章 業務（第二十九条―第三十一条）

第五章 財務及び会計（第三十二条―第四十四条）

第六章 監督（第四十五条―第四十六条）

第七章 補則（第四十七条―第四十九条）

第八章 罰則（第五十条―第五十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 阪神高速道路公団は、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつてこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的とする。

（法人格）

第二条 阪神高速道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 公団の資本金は、二億円と政令で定める地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び第一項の政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するとき、公団に出資することができる。

（登記）

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条 公団でない者は、阪神高速道路公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人

の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

（設置）

第八条 公団に、管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（権限）

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

（組織）

第十条 委員会は、委員七人及び公団の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 前項の委員のうち三人は、公団に出資した地方公共団体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して）推薦した者のうちから任命しなければならない。

（委員の任期）

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

（委員の欠格条項）

第十三条 委員は、建設大臣が任命する。

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 国会議員又は地方公共団体の議会の議員

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 公団の役員又は職員

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると

き。

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとす

る。

（議決の方法）
第十六条 委員会は、委員長又は第十條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長

のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

（委員の公務員たる性質）
第十七条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員
（役員）
第十八条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）
第十九条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその業務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）
第二十条 理事長、副理事長及び監事は、建設大臣が任命する。

2 理事は、理事長が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）
第二十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができ

る。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の欠格事項）
第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 第十三条第一号から第三号までの一に掲げる者

二 国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

（役員の解任）
第二十三条 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）
第二十四条 役員は、営利を目的と

する団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）
第二十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）
第二十六条 理事長及び副理事長は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができ

る。

（職員の任命）
第二十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）
第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務
（業務の範囲）
第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、次の業務を行なう。

一 その通行について料金を徴収することができ自動専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「道路」として決定されたもの）の新設、改築、維持修繕その他の管理を行なうこと

と。

二 前号の自動車専用道路に係る災害復旧工事を行なうこと。

三 国又は地方公共団体の委託に基づき、第一号の自動車専用道路の新設若しくは改築と工事施行上密接な関連のある道路の新設若しくは改築で都市計画として決定された道路に係るもの又は公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第九号）に基づき市街地改造事業でこれに関連するものを行なうこと。

四 その利用について料金を徴収する路外駐車場を都市計画として決定されたものの建設及び管理を行なうこと。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六 前五号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて次の業務を行なうことができる。

一 前項第一号の自動車専用道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他政令で定める施設（以下「事務所等」という）を建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、前項第一号の自動車専用道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認めら

れる事務所等を建設すること。

3 公団は、前項の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

(基本計画)

第三十条 建設大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。

2 建設大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得、かつ、道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下この項において同じ)と協議しなければならない。この場合において、建設大臣以外の道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体(府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する府県又は市)の議会の議決を経なければならない。

3 前項の規定は、第一項の基本計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く)に準用する。

(業務方法書)

第三十一条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第三十二条 公団の事業年度は、毎

年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十三条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度終了後四月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しな

ければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び阪神高速道路債券)

第三十六条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は阪神高速道路債券(以下「債券」という)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全

部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百四十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるものは、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(政府からの貸付け等)

第三十七条 政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付けをし、又は債券の引受けをすることができ

(債務保証)

第三十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができ

(償還計画)
第三十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(他の道路の新設又は改築に要する費用の負担)
第四十条 公団は、第二十九条第一項第一号の自動車専用道路の新設又は改築に伴い必要を生じた他の道路(当該自動車専用道路が道路法第四十八条の二第二項の規定による指定を受けた道路の部分であるときは、当該道路の他の部分を

含む)の新設又は改築に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担しなければならない。

(補助金)

第四十一条 政府は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

2 第四十条第一項の政令で定める地方公共団体は、予算の範囲内において、公団に対して、第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

(余裕金の運用)

第四十二条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基準)
第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

(建設省令への委任)
第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

第四十五条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十六條 建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 補則

(解散)

第四十七條 公団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十八條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四條第三項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十六條第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第三十九條の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第三十條第一項の基本計画を定めようとするとき。
- 三 第三十四條第一項及び第四十三條の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。

五 第三十一條第二項及び第四十四條の規定により建設省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十九條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

(罰則)

第五十條 第四十六條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
- 四 第四十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第四十五條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第五十二條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(公団の設立)

第二條 建設大臣は、第二十條第一項の例により、公団の理事長、副理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対して、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日(出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日)において、その事務

を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 公団の設立の後最初に任命される理事のうち二人及び監事のうちの一人の任期は、第二十一條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

第七條 公団の最初の事業年度は、第三十二條の規定にかかわらず、その設立の日が始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三條中「事業年度開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(名称使用の制限に關する経過措置)

第九條 この法律の施行の際現に阪神高速道路公団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第六條の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。(公務員とみなされる者に関する恩給の特例)

第十條 恩給法(大正十二年法律第

四十八号)第十九條に規定する公務員とみなされる者(以下この条において「公務員とみなされる者」という。)が引き続き公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下この条及び次条において「法律第七十七号」という。)附則第十條の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は阪神高速道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替へるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十條の規定を準用するときは、前項の規定により読み替へられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員とみなされる者となつたとき(公団の設立の際現に公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員とみなされる者となつたときを含む)は、その公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年数を公務員とみなされる者としての在職年数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの恩給法第十九条に規定する公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給法に於いての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第十一條 公団は、前条第一項(他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十條第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは在職であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(道路特別措置法の一部改正)

第十二條 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第七條の二の見出し中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条

の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条に次の一号を加える。

2 阪神高速道路公団は、道路法第十二條、第十三條第一項若しくは第二項、第十五條、第十六條第一項若しくは第二項本文若しくは第十七條第一項若しくは第二項の規定又は同法第十六條第二項ただし書若しくは第十九條第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六條第四項又は第十九條第四項の規定により成立したもの)とみなされる協議を含む。)にかかわらず、阪神高速道路公団法(昭和三十一年法律第七号)第三十條第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含まれている道路法第四十八條の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた自動車のみの一

般交通の用に供する道路又は道路の部分(以下単に「阪神高速道路」という。)を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

第七條の三の見出し及び同条第一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条中、「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条第二項中「道路」の下に「一級国道(指定区間内の一級国道を除く。又は)を加え、その他の道路」を「都府県道又は市町村道」に改める。

第七條の四の見出し及び同条第一項中「首都高速道路」の下に「又は阪神高速道路」を加え、同条

中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条に次の一号を加える。

第七條の五(見出しを含む。)中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条に「道路法」の下に「第十九條の二第一項から第三項まで、」を加える。

第七條の六(見出しを含む。)中「首都高速道路公団」の下に「又は阪神高速道路公団」を加え、同条に「又は阪神高速道路」を加える。

第九條第一項前段中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加える。

第十條(見出しを含む。)中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加え、同条第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加える。

第十一條第一項中「又は首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改める。

第十二條第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加え、同条第二項中「及び首都高速道路」を「首都高速道路及び阪神高速道路」に改める。

第十四條第一項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

同条第一項中「首都高速道路」の下に「若しくは阪神高速道路」を加える。

第十六條第一項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第十七條第一項中「又は首都高速道路公団が第七條の二」を「首都高速道路公団が第七條の二」を「首都高速道路公団が第七條の二第二項」に、「について、」を「又は阪神高速道路公団が第七條の二第二項の規定に基づき新設し、若しくは改築し、若しくは第七條の五の規定により維持、修繕及び災害復旧を行なう阪神高速道路(以下「阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」という。)について、」に、「又は首都高速道路公団の」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第二項中「又は首都高速道路公団の」を「首都高速道路公団の」に改め、「首都高速道路」を「首都高速道路又は阪神高速道路」に改め、「首都高速道路公団の管理する阪神高速道路」を加え、「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第四項及び第五項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第二十一條中「並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を「首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路」に改め、同条第三項中「首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十三條から第二十五條まで中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十六條第一項中「首都高速道路公団」の下に「阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を加え、同項第一号並びに同条第二項

路の道路管理者」に改める。

第十九條の見出し中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を「首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第二項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第四項及び第五項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第二十一條中「並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を「首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路」に改め、同条第三項中「首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十三條から第二十五條まで中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

第二十六條第一項中「首都高速道路公団」の下に「阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を加え、同項第一号並びに同条第二項

路の道路管理者」に改める。

第十九條の見出し中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第一項中「又は首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を「首都高速道路公団の管理する首都高速道路又は阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第二項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第四項及び第五項中「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改め、同条第三項中「若しくは首都高速道路公団」を「首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改める。

第二十一條中「並びに首都高速道路公団の管理する首都高速道路」を「首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路」に改め、同条第三項中「首都高速道路並びに阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」に、「又は首都高速道路公団」を「首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」に改める。

ため、新たに阪神高速道路公園を設け、これらの地域における自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつてこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

てきたのでありますが、市街地の中心にありまして、最も土地の高度利用と防災の必要性の高い防災建築街区内に

最近の大都市における自動車交通量の増加はまことに著しく、これに伴う

大國市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域において、有料の自動車専用道路の建設及び管理を総合的かつ効率的に行なうこ

要するものとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨でありますが、何とぞ慎重御

と行政音楽関係の予算のトータル全体
 になっておりまして、その合計欄の前
 年度予算額の次に三十七年度予算とい
 う欄がありますが、その一番下が三千

四百三十五億一百万円と相なっておりまして、これは前年度の当初予算二千六百五十四億二百万円に比へまして、七百八十億九千九百万円の増加になっております。この増加の割合は、当初予算に比へまして二九%の増と相なっております。

そこで恐縮でございますが、最初の方に戻ってごらんいただきたいと思ひます。最初のページは治水関係でございますが、これは御承知のように治水五カ年計画が三十五年頃から始まつておりますが、最近の災害の状況等にかんがみまして、できるだけこれを繰り上げて重点的に事業を行なうという方針で今回の予算が組まれております。全体で六百十六億九千四百万円でございますが、これは前年度に比へまして約一七%の増加になっております。この治水関係の中で特に申し上げておきたいと思ひますことは、伊勢湾高潮対策あるいはチリ地震津波対策が、前年度より減つておりますのは、これは事業の進捗に伴つて減つておるわけでございます。その一番下の東京大阪等高潮対策、これが大幅に増加いたしておりますが、そのゆへんは、右の概要に書いてございますように、特に大阪高潮対策におきまして、緊急三カ年計画で事業を三十九年度に完成するという目標で予算化されておりますこと、補助率が従来三割でありましたものが、十分の四、四割に引き上げられておることによりまして、大幅な増加になっておる次第であります。

次は、道路整備関係でございますが、これは三十七年度は千八百八十五億七千三百万円で、前年度に比へまして約二六%程度の増加になっております。この中で特に申し上げたいと思ひますことは、一つは一番下に書いてございます阪神高速道路公団に對します出資金二億円となつておりますが、これはあとの財政投融資の内訳でも御承知いただきますように、地元の公共団体からの出資金二億円、交付金一億円、そのほか政府からの低利資金の融資また公団債等によりまして十五億円の資金をもちまして初年度事業を遂行する、こういうことになっておるものでございます。

なお、この道路整備の予算の中にはオリンピック関連道路の予算が、道路の事項と街路の事項それぞれに含まれておりまして、これは三十七年度におきまして二百二十四億九千七百万円の予算が認められております。そのうち道路が五十一億四千九百万円、街路は百七十三億四千八百万円、こういう内訳になっております。これはなお残事業といたしまして二百五十一億五千八百万円残つておりますが、これは三十八年度に予算化するという計画のもとに、三十七年度の二百二十四億九千七百万円が計上されておる次第でございます。

その他の説明は省略いたします。次のページ、災害関係でございますが、これは前年度当初に比へまして四六%の増加になっており、三十七年度は五百二億八千五百万円計上されております。この中で災害復旧につきましても、特に進捗率が普通の基準よりも若干よくなるように見られておりまして、河川等災害というところの概要のところを書いておきますように、右の方に進捗率、直轄につきましては一〇

〇%、補助につきましては三十四災一〇〇%、三十五災八六%、これは通常は八五%程度でございますが、若干よくなつております。三十六災も六七%でございます。通常は六五%程度のもので若干進捗をさらに見るという予算になっております。

それから災害関連、鉅害復旧、それぞれこの概要に簡単に内訳を書いておきましたが、これによって御承知をお願いしたいと思います。

次は都市計画でございます。前年比四二%の増加になっておりますが、この中で特に増加率の大きいのは下水道関係でございます。これが前年比四九%の増加、逆に一般都市が七千四百万円ほど減つております。これは明治公園の整備がだいぶ進捗いたしまして、その関係で減つておる次第でございます。差引き都市計画は四十九億九千二百万円で、前年比四二%程度の増加になっておるわけでございます。

次は臨時就労対策事業と特別失業対策事業でございますが、これはカッコ書きしてありますように、いずれもそれぞれの事項に重複いたしておりますので、ここに御参考までに再掲をいたしたのでございます。今回の臨時就労なり特別失対の予算化される場合に、特に配慮をされました事柄は、一つは吸収率におきましてそれぞれ一〇%減らしておるという点でございます。労働者の吸収率を一〇%減らし、臨時就労は六〇%に、特別失業対策事業は七〇%になっております。それから賃金単価につきましては一〇%のアップになっております。いずれも前年度よりも一〇%アップということ

になっております。その他事務費等で、公共事業の合計が、三十七年度予算におきましては三千五千七億九千五百万円、前年度当初に比へまして六百五十二億一千六百万円、これは二七%の増加に相なつておるのでございます。

次のページに参りまして、住宅対策でございますが、これは三十七年度二百八十七億九千九百万円、前年度当初に比へまして五十二億二千万円の増加に相なつております。公営住宅、住宅地区改良、防災街区造成、それぞれごらんのようにふえておりますが、住宅の戸数につきましては、公営住宅、公庫住宅、公団住宅を含めまして、右の概要の欄に書いてある通りでございます。右の欄の国庫補助住宅、公庫住宅、公団住宅、小計という欄までが建設省所管の住宅でございます。その他の住宅は、厚生年金還元融資住宅等の他省の所管の分でございます。この小計をごらんにいただきますと、三十七年度は二十一億六千五百戸、前年度に比へまして八千五百戸の増加でございます。公営住宅につきましては、国庫補助住宅の一番上の欄でござんいただきますように、前年度に比へまして、公営住宅、改良を含めてでございますが、二千五百戸増の五万八千五百戸でございます。

これらの予算の計上にあたりまして特に配慮された事柄は、建設費の単価の増加の問題、それから用地費の基準価格の増加の問題、それから規模、不燃率等におきまして相当配慮されまして、戸数の伸びも割合に住宅対策として予算の金額が相当ふえておることでございます。

次の官庁営繕費でございますが、こ

れは三十七年度五十七億三千三百万円、前年度に比へまして五億四千二百百万円の増加でございます。これにつきましてはそれぞれ中央官庁、合同庁舎、地方、港湾合同庁舎等、前年度よりも若干増加いたしております。

次はオリンピック東京大会実施準備費でございますが、これはワシントン・ハイッに屋内競技場を設立したり、将来選手村の建設をするために、三十七年度におきましてはワシントン・ハイッに現在ございます米軍施設を撤去いたしまして、かわりの施設を調布の水耕農園等に建設するというための経費でございます。

その他いたしましては、これは事務費、人件費等でございますが、なお付属機関の試験研究費等も含まれております。そこで行政部費関係の全体は、三十七年度三百七十七億六百万円と相なりまして、前年度当初に比へまして二十八億八千三百万円の増加でございます。これは当初に比へまして二二%の増加に相なつております。

こういう状況でございますが、その他の関係におきまして特に申し上げておきたいと思ひますことは、一つは、定員化の問題を含む定員の問題でございますが、三十七年度の新しい定員は三万五千七百二十名というふうになります。その数字は、三十六年度三万一千三百三十名というものに比へまして、四千数百名の増加になっております。この中に定員化の数字といたしまして四千七百九十一名含まれておりまして、いわゆる建設省の地方建設局を初め付属機関等におきます定員外職員、常勤非常勤職員と称しております者、あるいは常勤職員で定員に入つ

ていない者、これらの者が今回最終的にこれで定員化されるということに相なっております。そのほか三十七年度の定数から減員されておる者が二百一名ほどありますが、これは伊勢湾高潮対策事業の進捗に伴い、あるいは水資源開発公社の設立によって、建設省所管のダム建設業務が移管されること等に伴いまして二百一名ほど減員する。差引三万五千七百二十名というのが新年度の定員と相なるわけでございます。

そのほか、組織の関係といたしましては、本省の河川局に砂防部が設置されることになっております。

それから阪神高速道路公社の新設に伴いまして、阪神高速道路公社監理官が本省に置かれることになっております。

そのほか、地方支分部局におきましては、東北地方建設局と九州地方建設局にそれぞれ用地部が新たに認められて設けられることになっております。その他若干付属機関等におきまして部課の整備を行なうということになっておりますが、予算の上では、定員あるいはグレードと申します等級表は、全体としてはやりくりをするということになっておりますので、予算上は大した負担を伴っておりません。

以上が国費関係のあらましでございますが、次のページに移っていただきます。昭和三十七年度建設省関係財政投融資の内訳一覧表をちょっとごらんいただきます。

一番下の合計欄をごらん願いますと、三十七年度の財政投融資関係の総額は千九百五十五億、これは三十六年度に比べまして四百二十二億の増加で

ございます。なお、その上欄にそれぞれカッコしてございますのは、いずれもこの額の外書きでございます。それぞれ公社、公庫の欄をごらんいただきますと、特別会計からの出資金であるとか、あるいは交付金、あるいは現物出資これは住宅公社の場合だけ前年度ございましたが、そういう種類のものが外書きになっておるのでございます。先ほどちょっと申し上げましたように、たとえば阪神高速道路公社におきましては、特別会計からの出資金二億と、あとの資金、低利資金なり自己資金、民間資金等で十三億、合わせて十五億の資金規模で設立、当初年度の仕事を進めていく、こういうことになっておるわけでございます。

その他の既設の公社等については説明を省略いたしますが、なお、水資源開発公社の欄をちょっとごらんいただきますと、合計欄で低利資金、民間資金、自己資金等合わせて二十九億と、これが全体の資金規模になっておりますが、そのほか十三億、正確に申しますと、十二億七千万円でございますが、これが治水交付金といたしまして特別会計から公社に交付されるというものでございます。この金額は最初の国費関係の治水の欄のダムの予算の中に含まれておるのでございます。

簡単にございしますが、以上で財政投融資の関係を終わります。最後に建設省関係昭和三十七年度地方債計画額という一覧表をちょっとごらんをいただきます。これは下水道と宅地造成、駐車場のそれぞれ事業につきまして地方債の計画がございまして、これをここに掲げておるのでございますが、下水道につきま

しては建設省所管分百二十八億、前年度に比べて三十八億の増加、宅地造成につきましては、二十二億、前年度比七億の増加であります。特に右の方にちょっと書いてございますように、新たに用地買収方式分として二億が額を出してあります。これが新しく認められたものでございます。区画整理事業分は従来からありましたが、これも起債額が相当ふえております。次の駐車場は前年度はございせんでした。が、新年度は二億の配分見込み額を計上いたしております。これは東京、大阪等の駐車場の資金に充当されるというものでございます。

以上、全体で配分の見込み額は百五十二億、前年度に比べて四十七億の増加と相なっております。

○二階堂委員長 以上で説明は終わりました。

質疑は次会より行なうことといたしまして、次会は、来たる九日金曜日午前十時より理事会、同三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

建設委員会議録第一号中正誤

ページ 行 誤 正

一 三 辭件 辭任
二 三 編入にす関 編入に關す
三 四 編入にす関 編入に關す

昭和三十七年二月十日印刷

昭和三十七年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局